

鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金（以下「補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、全国各地で活動する民生委員・児童委員が一堂に集い、ともに励まし合い、それぞれの活動内容等を共有するとともに、意見交換を行い、民生委員・児童委員活動の一層の充実を目指すことを目的に参加する全国民生委員児童委員大会（以下「大会」という。）の参加に要する経費に対し補助金を交付することにより、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、鳥取市民生児童委員協議会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における大会の参加に要する経費のうち、参加者2名分の交通費（公共交通機関を利用するより安価である、大会開催地に公共交通機関がない又は便数が少ない等の理由により貸切バスを借り上げた場合の自動車借上料等を含む。）、宿泊費、日当及び参加負担金とする。ただし、記念大会開催の年においては、対象となる参加者の人数はこの限りでない。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(支払方法)

第6条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払いとすることができる。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日（大会参加経費を精算した日とする。）から30日を経過する日までに行わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金について、鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金
円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類